

食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）

1	亜鉛
2	アザジラクチン
3	アスコルビン酸
4	アスタキサンチン
5	アスパラギン
6	β -アポ-8'-カロチン酸エチルエステル
7	アラニン
8	アリシン
9	アルギニン
10	アンモニウム
11	硫黄
12	イタコン酸（平成27年11月11日告示）
13	イノシトール
14	塩素
15	オレイン酸
16	カリウム
17	カルシウム
18	カルシフェロール及び25-ヒドロキシコレカルシフェロール（平成27年11月11日告示）
19	L-カルニチン（平成27年11月11日告示）
20	β -カロテン
21	クエン酸
22	グリシン
23	グリセリン酢酸脂肪酸エステル（平成27年11月11日告示）
24	グルタミン
25	クロレラ抽出物
26	ケイ素
27	ケイソウ土
28	ケイ皮アルデヒド
29	コバラミン
30	コリン
31	シイタケ菌糸体抽出物
32	重曹
33	酒石酸
34	セリン
35	セレン
36	ソルビン酸
37	タウリン（平成21年6月23日告示）
38	チアミン
39	チロシン
40	鉄
41	銅
42	トウガラシ色素
43	トコフェロール
44	ナイアシン
45	ニームオイル
46	乳酸
47	尿素
48	パラフィン
49	バリウム
50	バリウム
51	パントテン酸
52	ビオチン
53	ヒスチジン
54	ヒドロキシプロピルデンブ
55	ピリドキシン
56	プロピレングリコール
57	ポリグリセリン脂肪酸エステル（平成27年11月11日告示）
58	マグネシウム
59	マシン油
60	マリーゴールド色素
61	ミネラルオイル
62	メチオニン
63	メナジオン
64	葉酸
65	ヨウ素
66	リボフラビン
67	レシチン
68	レチノール
69	ロイシン
70	ワックス